



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	白白排除法則の研究 (2)
Author(s)	関口, 和徳
Description	論説
Citation	北大法学論集, 59(3), 199-239
Issue Date	2008-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34841
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-3_p199-239.pdf



自白排除法則の研究（二）

関
口
和
徳

序 章 問題の所在 目 次

- 第一節 日本の刑事手続における自白の地位
- 第二節 自白排除法則に関する議論の問題点と最近の動向
- 第三節 アメリカ法の示唆——ミランダ判決

第四節 本研究の課題

一 研究の対象——自白排除法則の整序

二 研究の視角と本稿の構成

第一章 アメリカの自白排除法則

第一節 不任意自白の排除法則——自白法則

一 自白法則の成立とアメリカ法への継受

二 適正手続＝任意性説 (due process voluntariness test)

三 任意性の判断基準——事情の総合説 (totality of circumstances test)

第二節 違法収集自白の排除法則

一 マクナブ＝マロリー・ルールと第四修正の自白への適用

二 マサイア判決 (一九六四年)

三 エスコビード判決 (一九六四年)

四 マサイア判決およびエスコビード判決の意義と課題

第二章 ミランダ・ルールとその課題

第三章 日本の自白排除法則

第四章 自白排除法則の整序

終章 結語

第一章 アメリカの自白排除法則⁽¹⁾

第一節 不任意自白の排除法則——自白法則

(以上、五九卷二号)

(以上、本号)

一 自白法則の成立とアメリカ法への継受

(一) 自白法則は一八世紀末にイギリス（イングランド）⁽²⁾で成立した。それまでのコモン・ローにおいては、自白の証拠能力について制限は設けられていなかった。そのため、たとえ拷問によつて得られた自白であっても、その証拠能力が否定されることはなかったのである。⁽³⁾もつとも、裁判官の間には強制による自白に対する根強い不信が存在しており、遅くとも一八世紀中頃までには、自白の証拠能力に制限が加えられるようになっていたという指摘もなされているが、⁽⁴⁾それは事実上のものであった。自白の証拠能力に対して公式に規制が加えられるようになるのは、強制によつて得られた自白についてその証拠能力自体を否定する法則（すなわち、自白法則）⁽⁵⁾が判例において採用された一八世紀末のことである。そのリーディング・ケースとなるのが、一七八三年にだされたウォリックシャー判決である。⁽⁶⁾ウォリックシャー判決においては、「誘惑もしくは拷問によつて得られた自白は、それが有罪の証拠とされる場合には非常に疑わしいものとなり、それに対してはいかなる信用も与えられるべきではない……から、そのような自白は排除される」として、自白の証拠能力が否定された。こうして、自白の信用性の問題とパラレルに取り上げられる形で（日本の学説に例えるならば自白法則の目的を虚偽自白の排除に求める「虚偽排除説」⁽⁸⁾にたつて）、不任意自白の証拠能力を制限する自白法則は成立したのである。⁽⁷⁾

(二) このように一八世紀末のイギリスで成立した自白法則は、やがてアメリカ法に受け継がれてゆく。アメリカ合衆国において、自白法則を初めて採用した連邦最高裁判例が、ホプト判決（一八八四年）⁽⁹⁾である。⁽¹⁰⁾ホプト判決は、先にみたウォリックシャー判決を参照しつつ、「自白は、もしそれが自由かつ任意になされたものであれば、もつとも満足⁽¹¹⁾のゆく性格の証拠である（A confession, if freely and voluntarily made, is evidence of the most satisfactory character）」

としたうえで、「しかし、その推定……は、提起された告発に影響を持つ当局者によって提供された世俗的な欲求の誘因の結果なされたとみられる時、あるいは、そのような人物による脅迫や約束が、起訴に関する被告人の恐怖や希望をもたらし、彼が任意に自白するために不可欠な自由や自制の意思を法的に奪ったとみられる時に破られる (But the presumption... ceases when the confession appears to have been made, either in consequence of inducements of a temporal nature, held out by authority, touching the charge preferred, or become of a threat or promise by or in the presence of such person, which, operating upon the fears or hopes of the accused, in reference to the charge, deprive him of that freedom of will or self-control essential to make his voluntary within the meaning of law)」と判示し、イギリスで成立した虚偽排除説による自白法則がアメリカにおいても妥当すること明らかにした。⁽¹³⁾ また、このしばらく後にだされたウィルソン判決 (一八九六年)⁽¹⁴⁾ も、自由かつ任意になされた自白は信用できると判示し、ホプト判決と同様に虚偽排除説にたつて自白の任意性を判断している。⁽¹⁵⁾

このように、自白法則を初めて採用したホプト判決以降、連邦最高裁はしばらくの間、不任意自白の証拠能力を否定する根拠を虚偽排除説に求めてゆくことになる。しかし、やがて、自白法則は、アメリカに根つき判例が発展してゆく過程で、イギリスとは異なった独自の進化を遂げてゆくことになる。

二 適正手続＝任意性説 (due process voluntariness test)

(一) 先にみたように、アメリカにおいては、自白法則が採用されてからしばらくの間は自白の任意性を否定する根拠を自白の信用性の欠如に求める虚偽排除説にたつた判例がだされていた。しかしその一方で、自白の任意性を否定す

る根拠を、信用性の欠如ではなく、合衆国憲法第一四修正の保障するデュー・プロセス違反に求める判例もだされるようになる。⁽¹⁶⁾そして、連邦最高裁は、徐々にではあるが、自白の任意性を否定する根拠を、信用性の欠如ではなく、デュー・プロセス違反に求める傾向を強めてゆくようになるのである (due process voluntariness test) (適正手続Ⅱ任意性説)。このように、連邦最高裁判例が、コモン・ローにおいて伝統的に採用されていた虚偽排除説から、合衆国憲法第一四修正の保障するデュー・プロセスを基盤にしたアメリカ独自の適正手続Ⅱ任意性説へと発展していった背景には、連邦最高裁が州裁判所の判決に干渉しうるのは、それが憲法に違反する場合に限られるため、州事件における自白の証拠能力について判断をするためには、何らかの憲法上の根拠を示すことが必要であつたためであるということが挙げられる。⁽¹⁷⁾

(二) 連邦最高裁の判例において、適正手続Ⅱ任意性説の嚆矢となつたのが、連邦最高裁が州事件における自白の証拠能力をはじめて否定したブラウン判決 (一九三六年)⁽²⁰⁾である。ブラウン判決は、白人の郡保安部員 (deputy) が、黒人の被疑者をロープで木に縛りつけた上、鞭で打ちつけるなどして得た自白について、まず、判決の冒頭において、「本件における問題は、蛮行と暴力という手段で州の捜査官によつて引き出されたとみられる自白 (confessions shown to have been extorted by officers of State by brutality and violence) のみに基づいた有罪判決が、合衆国憲法第一四修正によつて要求されているデュー・プロセスに適っているのかどうかである」⁽²¹⁾とした。そのうえで、「州には、自らの裁判所の手続を自らの政策に従つて規制する自由がある」⁽²²⁾が、「その政策を構築する州の自由は、立憲政治の自由 (the freedom of constitutional government) であり、デュー・プロセスの要求によつて制約される」⁽²³⁾として、合衆国憲法第一四修正を適用し、同条が州に義務づけているデュー・プロセスに違反することを理由に、自白の証拠能力を否定した。⁽²⁴⁾続いて、チェンバース判決 (一九四〇年)⁽²⁵⁾では、白人男性が被害者である強盗殺人事件が発生したことをうけ、近隣に

住む数十名の黒人を無令状で連行して、彼らを一週間にわたって取り調べて得た自白の証拠能力について、このような自白による死刑判決を維持するならば、「憲法上のデュー・プロセスの要請は無意味な象徴になる」⁽²⁶⁾として、自白の証拠能力を否定した。そして、その翌年にだされたりゼンバ判決（一九四一年）では、「デュー・プロセスを要求する目的は、虚偽と推定される証拠を排除することではなくて、真実であるか虚偽であるかにかかわらず、証拠の使用における基本的な不正を防ぐことにある」と判示している。これらの判例からは、連邦最高裁が、不任意自白の証拠能力を否定する根拠の軸足を虚偽排除説から適正手続に任意性説に移したことを窺うことができる。⁽²⁸⁾

連邦最高裁は、その後も、アッシュクラフト判決（一九四四年）⁽²⁹⁾で、妻の殺害を教唆した疑いで逮捕された被告人が、土曜日の午後七時から月曜日の朝九時三〇分まで、ほぼ連続して三六時間以上にわたり、休息なく密室で取り調べられた末にした自白の証拠能力について、被告人が自白をしたとしても、それは強制によるものであり、本件の取調べ状況は、それ自体きわめて強制的であり、デュー・プロセスに違反するとして自白の証拠能力を否定している。⁽³⁰⁾⁽³¹⁾また、マリンスキー判決（一九四五年）⁽³²⁾では、警察官が殺害された強盗事件で逮捕された被告人を、警察署ではなくホテルの一室に連行し、そこで被告人を裸にしたうえ約三時間そのままにするなどして得られた自白の任意性を否定している。さらに、ロッチン判決（一九五二年）⁽³³⁾では、不任意自白は、その信用性に関わらずデュー・プロセスの下では許されないとし、スパノ判決（一九五九年）⁽³⁴⁾では、捜査官が、二五歳の移民である被告人が繰り返し弁護人との接見を求めたにもかかわらずこれを拒否したうえ、被告人の長年の友人である警察官に自白してくれないと職を失うと告げさせて得た自白について、警察の取調べ方法を非難しつつも、第六修正違反の問題については判断を回避したまま、不任意自白を用いることに對する社会の嫌悪感、不任意自白が信用性を欠いているということだけではなく、警察官も法に従わなければならないという深く根ざした感情にも向けられている、として合衆国憲法第一四修正のデュー・プロセス違

反を理由にその証拠能力を否定した。⁽³⁵⁾ 加えて、ロジャース判決（一九六一年）⁽³⁶⁾ では、強盗殺人の疑いで逮捕された被疑者が否認を繰り返したことから、当時関節炎を患っていた被疑者の妻を拘束して取り調べると脅迫するなどして得られた自白について、合衆国憲法第一四修正のデュー・プロセスの下での自白の証拠能力の問題は、「州の法執行官の行動が被告人の意思を打ち破き、自由な自己決定によらない自白をもたらしたかどうかの問題であり、被告人が真実を供述したかどうかは完全に無視して考慮すべき問題である」として、合衆国憲法第一四修正違反を理由に自白の証拠能力を否定している。そして、ライナム判決（一九六三年）⁽³⁸⁾ では、捜査官が、被疑者に対して、逮捕されれば生活保護が打ち切られ、子供の養育権を失い、実刑を受けるであろう、しかし、われわれに協力すれば、寛大な処分を受けられるだろう、などと申し向けて得た自白について、全員一致で、自白が強制によるものであるとして、その証拠能力を否定している。

三 任意性の判断基準——事情の総合説 (totality of circumstances test)

(一) 以上にみたように、連邦最高裁は、自白の証拠能力を判断する際には、常に、自白が任意になされたものかどうかを問題としてきた。そして、自白の証拠能力が否定される根拠については、当初は、自白の信用性を問題にする虚偽排除説にたつものが多かったが、徐々に、合衆国憲法第一四修正のデュー・プロセス違反を問題にする適正手続^{II}任意性説へと移っていったのである。

ところで、ここである自白の任意性とはどのような意味なのであろうか。この点について、連邦最高裁は、(イ) 認めるのか、否認するのか、それとも返答を拒否するのかという自由な選択が奪われたか否か、(ロ) 自白が警察の持統

的な圧力によってではなく、自由な選択に基づいてなされたのか、(ハ) 供述が自由な自己決定によってなされたものか⁽⁴¹⁾、(ニ) 身体的もしくは心理的強制が、被疑者が自白した際にその意思が抑圧された程度のものであったか、(ホ) 自由な知性 (free intellect)⁽⁴³⁾ あるとは自由な意思 (free will)⁽⁴⁴⁾ によるものか、といった点を基準に判断してきた。要するに、これらを総合すると、連邦最高裁のいう自白の任意性とは、被疑者が供述をした時点において、供述をするかしないかの「自由かつ合理的な選択」⁽⁴⁵⁾ が可能であった状況 (要するに、被疑者の供述の自由が確保された状況) と解される。

それでは、被疑者の供述の自由が確保されていたのか否かについては具体的にどのような判断されてきたのであろうか。この点について、連邦最高裁は、一貫して、自白がなされた際の一切の事情を総合評価する方法 (totality of circumstances test) (事情の総合説)⁽⁴⁶⁾ を採用してきた。すなわち、自白の任意性の判断に際しては、取調べの方法や時間、弁護人との接見の有無、被疑者の年齢・教育水準・逮捕歴の有無等、取調べに関する事情や被疑者個人に関する事情など、ありとあらゆる事情を総合的に判断し、自白が被疑者の自由な自己決定によってなされたものであるかどうか判断されるのである。したがって、ブラウン判決のように、苛烈な拷問が加えられたような場合を別にすれば、たとえ取調べ手続に違法があったとしても、そのことのみで自白の任意性が否定されることはなく、他の事情を考慮することによって、自白の任意性を否定すべきか否かがさらに検討されることになるのである。⁽⁴⁷⁾ 連邦最高裁は、例えば、クルーカー判決 (一九五八年)⁽⁴⁸⁾ において、被告人クルーカーが取調べ中に何度も弁護人を呼ぶように求めたにもかかわらず、警察がこれに応じなかった事実を認めつつも、取調べの回数が三回でそれぞれ一時間程度であったこと、逮捕と自白の間隔が一四時間であったこと、コーヒー、タバコ、牛乳、サンドウィッチが提供されていたこと、被告人が短い期間ではあるがロー・スクールに通った経歴を持ち、刑事手続の知識を有していたことなどを総合的に考慮し、自白の証拠能力を認めている。また、クルーカー判決の数日後にだされたシセニア判決 (一九五八年)⁽⁴⁹⁾ では、強盗殺人で指名手配さ

れていた被告人が、午前九時に警察署に出頭してから一日中取調べを受け続け、その間弁護人との接見が許されず、自白調書が作成されそれに被告人が署名をし終えた午後九時三〇分になってようやく接見が許されたという事案につき、連邦最高裁は、弁護人との接見が許されなかったことと裁判所への引致が遅滞したことについて、「強い不快感（strong distance）」を示しつつも、「州は自らの刑事司法システムに広範な裁量を持つべきである」⁽⁵⁰⁾などとして自白の証拠能力を認めている。これらに対し、スパノ判決（一九五九年）⁽⁵¹⁾では、クルーカー判決やシセニア判決と同じように、弁護人依頼権の侵害が問題となった事案であるが、ここでは、それ以外の事情の総合的な考慮によって、自白の任意性が否定されている。⁽⁵²⁾

（二）このように、自白の任意性を、取調べの際の一切の事情を総合評価して判断することを求める、事情の総合説による適正手続Ⅱ任意性説は、たしかに、犯罪捜査の必要性や社会の安全と被疑者・被告人の人権保障の要請との調和、捜査官の被疑者を取調べる権利とそれに対置される被疑者が取調べに抵抗する権利との均衡をはかるために役立つべきという側面がある。⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾しかし他方で、そのような判断方法は、裁判所が事後的に自白の任意性を個別に審査するための基準として、画一的・客観的な基準とはいえない。なぜなら、当該自白の任意性の判断を、具体的な取調べ状況が、被疑者の供述をするかしないかの「自由かつ合理的な選択」⁽⁵⁵⁾にいかなる影響を及ぼしたのかを、まさに千差万別である被疑者の個人的な事情をも踏まえて行わなければならないからである。すなわち、同じような態様の不当な方法の取調べが行われたとしても、それがA事件では任意性が否定される結果となり、別のB事件では任意性が肯定されるという場合もありうることになる。したがって、事情の総合説による適正手続Ⅱ任意性説は、捜査実務の最前線にたつて被疑者取調べを行う捜査官や、自白の証拠能力判断の任に当たる下級審裁判所の裁判官に対して、適法として許される被疑者取調べの限界を事前に具体的に明示する基準としては必ずしも十分なものとはいえない。⁽⁵⁵⁾⁽⁵⁶⁾また、そのために、ブラ

ウン判決以降、事情の総合説による適正手続Ⅱ任意性説にたつて自白の証拠能力を否定した連邦最高裁判例がかなりの数に上りながらも、被疑者から自白を得るための人権侵害的な取調べや違法な捜査が一向に後を絶たなかったのである。⁽⁵⁷⁾

もっとも、時代を経るにつれ、ブラウン判決の事案のような、被疑者に対し苛烈な物理的暴力を加えて自白を得るという方法は、⁽⁵⁸⁾徐々に影を潜めるようになる。一九三〇年代以降、警察での取調べ方法は、心理学的に洗練された方法が、物理的暴力に取って代わって用いられることになったからである。⁽⁶⁰⁾そこで、暴力による圧迫は伴わないものの、心理的な圧迫の伴う取調べによって得られた自白の証拠能力をどのように判断したらよいのかが問題となる。⁽⁶¹⁾ブラウン判決の事案のように激しい拷問を加えたことが問題とされる事例においては、事情の総合説による適正手続Ⅱ任意性説にたつたとしても、自白の任意性が否定されることはいうまでもないであろう。⁽⁶²⁾また、そのような激しい拷問にまでは至らなくても、物理的有形力が行使された場合や、捜査官によってなされた明らかに不当な取扱いが問題となる事案であれば、外形的・客観的な判断が可能なのかもしれない。⁽⁶³⁾それに対し、心理的な強制については、そのような外形的・客観的な判断は極めて困難とならざるをえない。このことが、事情の総合説による適正手続Ⅱ任意性説に基づいてなされる自白の任意性判断をより一層困難なものにしたのである。⁽⁶⁴⁾

もっとも、連邦最高裁の判例の中には、事情の総合説による適正手続Ⅱ任意性説にたちつつも、その判断基準としての不明確性を克服することを指向したとも解しうる判例も存在している。たとえば、ヘインズ判決（一九六三年）⁽⁶⁵⁾は、一六時間以上外部と遮断された状態で取調べによって得られた自白について、このような状況は十分に強制の域に達しており、画一的に不任意自白であるというべきであるとして、自白の任意性を否定している。

第二節 違法収集自白の排除法則

一 マクナブⅡマロリー・ルールと第四修正の自白への適用

（二）以上にみたように、自白の証拠能力を判断する基準として採用されていた事情の総合説による適正手続Ⅱ任意性説は、捜査官や裁判官に対して、許容される取調べの限界を示す基準としては必ずしも十分なものとはいえないものであった。また、事情の総合説による適正手続Ⅱ任意性説は、取調べの全体事情を総合評価することで自白の証拠能力を判断するものであったため、たとえ手続に違法があったとしても、それは、自白の証拠能力を判断するうえでの全体事情の一部にすぎないことになる。したがって、事情の総合説による適正手続Ⅱ任意性説は、手続の違法があったとしても、他の事情との総合評価によって、自白の証拠能力が認められることにならざるをえないという側面を必然的に伴っているのである。

しかし、連邦事件についてはあるが、連邦最高裁判例の中には、違法な手続の下で得られた自白の証拠能力を、それが任意になされたものかどうかを問うことなく、すなわち事情の総合説による適正手続Ⅱ任意性説によらずに、当該手続が違法であることを根拠として端的にその証拠能力を否定する判例がだされるようになった。すなわち、連邦最高裁は、自白の証拠能力を判断する上で、不任意自白の証拠能力を否定する自白法則とは別に、手続の違法性それ自体を根拠に自白の証拠能力を否定する、「違法収集自白の排除法則」とでも呼ぶべき法則を確立していったのである。その先鞭をつけたのが、一九四三年にだされたマクナブ判決⁽⁶⁶⁾、一九四八年にだされたアップショー判決⁽⁶⁷⁾、そして一九五七年にだされたマロリー判決⁽⁶⁸⁾という、一連の判例であり、右の諸判例によって形成された違法収集自白の排除法則（マクナブⅡマロリー・ルール）を、物証について適用されている合衆国憲法第四修正による違法収集証拠排除法則を自白にも適用することで、憲法レベルの原則に押し上げたともいえるべき判例が、一九六三年にだされたワン・サン判決⁽⁶⁹⁾で

ある。

(二) まず、マクナブⅡマロリー・ルールの形成過程について確認することとしたい。マクナブⅡマロリー・ルール形成の根底には、逮捕された被疑者を直ちに裁判官の面前に引致することなく、警察署に留めて取り調べるのが許されるのかという問いが横たわっている。すなわち、当時の連邦の制定法には、逮捕した被疑者を遅滞なく裁判官の面前に引致すべきとする規定が置かれていたが(18 U.S.C. §595)。なお、The Act of June 18, 1934, c. 595, 48 Stat 1008, 5 U.S.C. §300a⁽⁷²⁾ The Act of March 1, 1879 c. 125, 20 Stat 327, 18 U.S.C. §593⁽⁷³⁾ の規定に反し、逮捕した被疑者を直ちに裁判官の面前に引致せずに取調べを行って得られた自由にはたして証拠能力があるのかという問いである。この点、従来の自由の任意性の判断枠組みである、事情の総合説による適正手続Ⅱ任意性説にたてば、裁判官の面前への引致が遅滞したという事実は、自由の任意性を判断する際の一事情にすぎず、そのような事実の存在のみによって自由の証拠能力が否定されることはない。ところが、連邦最高裁は、マクナブ判決(一九四三年)⁽⁷⁴⁾において、逮捕した被疑者を裁判官の下に引致することなく行われた一四時間にわたる取調べによって得られた自由の証拠能力について、自由が任意になされたものであるかどうかを問うことなく、裁判官の下へ迅速に引致することなく違法に拘束する中で得られた自由であるとして、その証拠能力を否定した。

もっとも、連邦最高裁は、マクナブ判決の翌年にだされたミッチェル判決(一九四四年)⁽⁷⁵⁾において、違法収集自由の排除法則の適用を回避している。しかし、それは、ミッチェル事件の事案が、違法な身体拘束中に自由が得られた事案ではなく、自由がなされた後に違法な身体拘束がなされたという事案であつたことが影響したものと解されており、違法収集自由の排除法則の適用が、マクナブ判決に比べて限定化されたことを意味するものではない。事実、その後連邦最高裁は、一九四四年二月二六日に制定された連邦地方裁判所刑事訴訟規則(一九四六年三月二一日施行。以下、

同規則は、連邦刑訴規則と略する）において、被疑者を逮捕した官吏は、逮捕した被疑者を不必要な遅滞なく裁判官の前に引致しなければならないとする、マクナブ判決の判示と同様の規定を盛り込んでいる（連邦刑訴規則五条（a）⁽⁷⁵⁾）。さらに、アップショー判決（一九四八年）⁽⁷⁶⁾においては、逮捕後、裁判官の面前に引致することなく三〇時間にわたって拘禁される中で得られた自白について、「自白が肉体的苦痛の結果であるか心理的苦痛の結果であるかにかかわらず、被疑者を裁判所の下へ引致せず、そのような違法拘禁中に自白を得たとすれば、自白は許容されない」として、ここでも、自白が任意になされたものであるかどうかを問うことなく、自白の証拠能力が否定された。そして、マロリー判決（一九五七年）⁽⁷⁸⁾においては、逮捕後、裁判官の下に引致することなく一八ないし一九時間にわたって拘禁される中で得られた自白について、連邦刑訴規則五条（a）に反することを理由にその証拠能力が否定された。

このように、連邦最高裁においては、マクナブ判決を嚆矢として、違法な手続の下で得られた自白の証拠能力を、自白が任意になされたものであるかどうかを問わずに否定する判例が一連の流れとなって現れ、違法収集自白を排除する連邦最高裁判例の大きな流れが生み出されたのである（違法収集自白の排除法則）（マクナブⅡマロリー・ルール）。⁽⁷⁹⁾ ともに、これらの判例において問題とされたのは、連邦の制定法ないし連邦刑訴規則に違反して得られた自白の証拠能力であり、それゆえ、違法収集自白の排除法則を憲法上の文脈で捉えるのは困難であった。⁽⁷⁹⁾ また、以上にみたマクナブ、アップショー、マロリーの三つの判例が、このような違法収集自白の排除法則を採用したのは、連邦最高裁の司法上の監督権に基づいており、違法収集自白の排除法則は、州裁判所や連邦議会に対していかなる拘束力をもつものでもなかった。⁽⁸⁰⁾ そのため、マロリー判決がだされた時点においても、違法収集自白の排除法則の地位とその射程、とりわけ違法収集自白の排除法則を州の事件に対しても適用することができるとかという問題が未解明のまま残されていたのである。また、手続の違法を根拠に、被疑者が自白をした際の事情を考慮することなく自白の証拠能力が否定されることとなれば、自

白の証拠能力が否定される場面が増加することは必然であることから、学説の中からは、違法収集自白の排除法則は、危険な犯罪者を逃すことになり危険である、取調べの効果を著しく減退させる、といった厳しい批判が向けられることとなり、その後の判例の推移に大いに注目が集まった。

(三) しかし、その後、連邦最高裁は、違法収集自白の排除法則の適用をより強固なものとする途を選択することとなる。すなわち、連邦最高裁の判例においては、違法に収集された物証に対する、不合理な搜索、押収、抑留等を禁じた合衆国憲法第四修正⁽⁸³⁾に基づく違法収集証拠排除法則がすでに確立していたところ、この物証に対して適用されていた違法収集証拠排除法則を、自白に対しても適用する判例がだされるようになったのである。そのリーディング・ケースとなるのが、ワン・サン判決⁽⁸⁵⁾(一九六三年)⁽⁸⁶⁾である。もともと、ワン・サン判決において中心的な論点となったのは、トイの供述から派生した各証拠の証拠能力の有無(すなわち、「毒樹の果実論」の妥当範囲の問題)⁽⁸⁷⁾であり、本判決が、違法な捜査手続によって得られた自白に対して、物証と同様に合衆国憲法第四修正の違法収集証拠排除法則の適用をきわめて明快に認めた点については、これまで必ずしも注目されてきたとはいえない。⁽⁸⁸⁾本判決は、違法収集証拠排除法則の一般原則を自白にも適用すべきとする競合説が有力化しつつある日本においては、改めて見直してみる必要の高い連邦最高裁判例の一つであるように思われる。後にもるように、本判決は、「違法収集証拠排除法則に横たわる政策は、物証と供述証拠との間にいかなる論理的な区別を生じさせるものでもない」としているが、これはまさに、日本において展開されている競合説の主張と軸を一つにするものといつてよいからである。

事案は、六名ないし七名の連邦麻薬捜査官が、一九五九年六月四日の深夜二時頃にヘロイン所持の罪で逮捕した被疑者(ウェイ)から、洗濯店経営者のトイからヘロインを譲り受けた旨の供述を得たことをうけ、同日午前六時頃にトイの経営する洗濯店に赴いたところ、トイが現れドアを開けたが、開店は八時である旨述べてドアを閉めかけたため、捜

査官の一人が身分を明らかにすると、トイは即座にドアを閉めて店の奥の住居部分へ向かって駆けだした。そこで、捜査官らは、ドアをこじ開け、トイを追ひ、妻子が休んでいる寝室まで追ひ詰め、トイを逮捕した。捜査官の一人が「ウェイが君からヘロインを入手したと述べた」と申し向けたところ、トイは、「いいや。自分は麻薬を売ったことはない。しかし、麻薬を持っている人物を知っている」と述べた。その人物について尋ねられると、その人物がジョニーであること、彼が一番大通りに住んでいること、ジョニーが一オンス分のヘロインの包みを持っていたこと、そして、前夜にジョニーと一緒に彼の家でヘロインを吸ったことを述べた、というものである。⁽⁸⁹⁾これに対して、連邦最高裁は、「もし、トイの寝室での供述が取締官の違法行為の『果実』であると判断されれば、その証拠能力はが否定されることを認めざるをえない（It is conceded that Toy's declarations in his bedroom are to be excluded）」とした上で、次のように判示した。

「違法収集証拠排除法則は、伝統的に、違法な侵入の間に、もしくは違法な侵入の直接的な結果として得られた物証（physical, tangible materials）を公判から排除してきた。シルバーマン判決（Silverman v. United States, 365 U.S. 505）におけるわれわれの判示によつて、第四修正は、より伝統的な『書類および所有物』の押収だけでなく、口頭による供述の盗聴（the overhearing of verbal statements）についても保護されることとなった。同様に、違法な侵入の間に得られた証言も、基本的な憲法政策を実施するために、排除されてきた（Similarly, testimony as to matters observed during an unlawful invasion has been excluded in order to enforce the basis constitutional policies）。したがって、本件における捜査官の行為のように違法な侵入と権限のない逮捕から直接に由来する口頭供述は、違法な侵入に基づくより一般的な有体の果実と同様に、まさしく捜査官の違法行為の『果実』である。違法収集証拠排除法則に横たわる政策は、物証と供述証拠との間にいかなる論理的な区別を生じさせるものでもない（Nor do the policies underlying the exclusionary

rule invite any logical distinction between physical and verbal evidence)。連邦捜査官による違法行為を防ぐという観点から、また、連邦裁判所が憲法に違反して得られた証拠を使用する道を塞ぐという観点からも、供述証拠の場合には、違法収集証拠排除法則を緩めることの危険は甚大であり、そのような区別をすることはできないのである。

訴追側は、寝室におけるトイの捜査官に対する供述はわれわれが違法と判示した侵入と密接に結びついてはいるが、それでもなお、『自由意思の独立した行為の介在』によってなされた供述であることを理由に、証拠として許容しうると主張する。しかしながらこの主張は、その状況の説明として不十分である。六名ないし七名の捜査官が、ドアを破り、トイを彼の妻子が休んでいる寝室まで追跡した。トイは、ほぼ時を移さずに手錠をかけられて逮捕された。このような状況においては、トイの応答を当初の違法な侵入の汚染を払拭するのに十分な自由意思に基づく行為であると推論することは不合理である⁽⁹¹⁾。

(四) 先に述べたように、マクナブ判決、アップショー判決、マロリー判決は、連邦最高裁の司法上の監督権に基づいてなされたものであったため、違法収集自白の排除法則が州事件に対しても妥当するのについては分明ではなかった。それに対し、ワン・サン判決は、合衆国憲法第四修正に基づく違法収集証拠排除法則を自白に適用したものであり、したがって、当然に、州事件に対しても妥当するものである。こうして、ワン・サン判決によって、違法な手続によって得られた自白の証拠能力をそれが任意になされたものであるかどうかを問うことなく否定する違法収集自白の排除法則は、第四修正の違法収集証拠排除法則の自白への適用という形で、憲法上の法則に高められることとなったのである。もともと、マクナブ判決、アップショー判決、マロリー判決、そしてワン・サン判決は、いずれも違法な身体拘束中の自白の証拠能力について判断したものである。したがって、それ以外の手続の違法、たとえば被疑者の弁護人依頼権を侵害するような取調べがなされた場合についても、違法収集自白の排除法則の論理が及ぶのかについては重要な課題と

して残されることとなった。この点に関して、連邦最高裁は、ワン・サン判決の翌年に、合衆国憲法第六修正の保障する弁護人依頼権を侵害して得られた自白の証拠能力が問題とされたマサイア判決（一九六四年）およびエスコビード判決（一九六四年）において、自白が任意にされたものであるかどうかを問うことなく、合衆国憲法第六修正に違反することを根拠に当該自白の証拠能力を否定し、違法収集自白の排除法則を再確認するとともに、違法収集自白の排除法則が違法な身体拘束中の自白にのみ妥当するものではなく、それ以外の手続の違法が問題となる場合についても広く妥当する法則であることを確認したのである。

二 マサイア判決（一九六四年）

（一） まず、マサイア判決⁽⁹²⁾についてみてゆく。事案は次の通りである。上告申立人ウインストン・マサイアは、一九五八年の時点において、商船船員（merchant seaman）で、蒸気船サンタマリア号の乗組員であった。同年四月、ニューヨークの連邦税関当局は、マサイアが同船で南アメリカから大量の麻薬を合衆国に輸送するとの情報を得た。それ以外にも情報が寄せられたため、ニューヨーク港に到着した同船を搜索したところ、大量のコカインが発見された。そのため、マサイアは逮捕され、一九五八年七月、Aその他の共犯者とともに起訴された。被告人は、無罪の答弁をした後、保釈された。⁽⁹³⁾「一、二日後、Aは、捜査が続いていたマサイアの関与する麻薬事件の捜査に協力することを決心し、捜査官BがAの自動車の前部座席の下に無線送信機（Schmidt radio transmitter）を取りつけてマサイアとの会話を少し離れたBの車の中で受信器を使って傍受することを容認した。一九五九年一月一九日の晩、Aとマサイアは、ニューヨークの通りに停めたAの車の中で長時間会話をした。捜査官Bは、Aとの打ち合わせに従い、マサイアに全く気付か

れることなく、近くの車の中で二人の会話をすべて傍受した。その中で、マサイアは負罪的な供述をした。マサイアの公判において、それらの負罪的な供述は、弁護人の強い異議申立てにもかかわらずBの証言を通して陪審員の前に明らかにされた。陪審員は、マサイアに対して、いくつかの麻薬犯罪に関与した罪で有罪判決を言い渡し、この判決は、連邦控訴裁判所でも維持された。⁽⁹⁴⁾そこで、マサイアは、Bがラジオ送信機を使用して会話を傍受したのは、合衆国憲法第四修正の不合理な搜索・押収の禁止に違反すること、および、訴追側が、マサイアが起訴された後に弁護人のいないところでマサイアから意図的に採取した負罪の供述を、マサイアに不利な証拠として用いたのは、合衆国憲法第五修正、第六修正に違反するとして、連邦最高裁に上告受理の申立を行った。⁽⁹⁵⁾それに対して、連邦最高裁は上告受理の申立を容れ、まず、「われわれが本件を処理する方法によって、第四修正の問題にはいたらなく」(Because of the way we dispose of the case, we do not reach the Fourth Amendment)」とした上で、次のように判示した。⁽⁹⁶⁾

(一)「スパンノ判決 (Spano v. New York, 360 U.S. 315) において、当裁判所は、被告人の裁判において被告人に対して自白が不当に証拠として採用されたという理由で、州の有罪判決を破棄した。同事件では、被告人は、自白した時点ですでに第一級謀殺罪で起訴されていた。当裁判所は、被告人に対する有罪判決は第一四修正の下で維持することはできないと判示した (The Court held that the defendant's conviction could not stand under the Fourteenth Amendment)。当裁判所の法廷意見は自白がなされた際のすべての事情に頼ったが、同調補足意見を付した四名の裁判官は、被告人が起訴された後、すなわち弁護人の援助を受ける権利を有することが明らかな時期に、自白が警察官によって意図的に引き出されたことを唯一の具体的な理由とした有罪判決の破棄を、合衆国憲法は要求していると指摘した。同調補足意見は、われわれの司法システムの下での最も基本的なデュー・プロセスの概念は、起訴された後には、『裁判官が主宰し、市民に公開され、すべての法的手続的な保護手段によって護られた秩序の保たれた法廷において (in an

orderly courtroom, presided over by a judge, open to the public, and protected by all the procedural safeguards of the law』公判手続が進められることを意図すると指摘した（360 U.S. at 327 (Stewart, J., concurring)）。そのような公判手続において被告人に弁護人の援助を保障する合衆国憲法は、起訴された被告人に対して、完全に裁判外の手続である警察による取調べの下でも、おそらく同様の保護を与えるであろうと言われていた。それ以下のものはすべて（Anything less）、『法的な援助や助言が被告人に役立つかもしれない最良の（only）段階において、弁護人による効果的な代理（effective representation by counsel）』を被告人に与えるものではないこと（360 U.S. at 326 (Douglas, J., concurring)）⁽⁹⁷⁾。『スパノ判決における当裁判所の判断以来、ニューヨーク州裁判所はこの憲法上の原則に従った明確に従った。』弁護人の立会いによって提供される保護なくして行われた正式起訴がなされた被告人の密室での取調べは、すべて刑事事件の運営の根本にある公正という命令および犯罪で訴追された個人の基本権を侵害する⁽⁹⁸⁾（People v Waterman, 175 N.E.2d 445, at 448）。

この視点は、遠く遡って、『……おそらく手続の最も重大な時期、すなわち、相談、徹底した調査、そして準備が絶対的に重要であるアレインメントから公判の開始までを通して、被告人は……公判それ自体におけるのと同様に、そのような「弁護人の」援助を受ける権利が与えられる』（Powell v Alabama, 287 U.S. 45, at 57）と指摘したパウエル判決によって確立された憲法原理を反映しているにすぎない。そして、スパノ判決以降、これと同一の基本的な憲法原理は当裁判所によって広く確認されてきた⁽⁹⁹⁾。

「ここで、われわれは、州裁判所の有罪判決を扱っているのではなく、第六修正の具体的な保障が直接的に適用される連邦事件を扱っている。われわれは、連邦捜査官が、起訴後の被告人から弁護人の立会いなくして計画的に引き出した自白が、公判において被告人に不利益に用いられた場合には、被告人はその基本的な保障を否定されたことになる」と

判断する。たしかに、スパノ事件では、被告人は警察署で取り調べられたのに対し、本件では保釈中の被告人からその知らないうちに不利益な供述が引き出された。しかし、ヘイズ裁判官が、控訴裁判所の反対意見において指摘したように、『もし、そのような法則がいくらかの実効性を有すべきものであるならば、それは、拘留所 (the jailhouse) 内における取調べだけでなく、間接的で秘密裏に行われる取調べにも適用されなければならない。本件において、マサイアは訴追側によって尋問されていたということすら知らなかったのであるから、いっそう深刻に欺かれていたのである』⁽⁹⁹⁾

(307 F.2d 62, at 72-73) 1。

以上のように述べた上で、「本件が明らかにする状況下で連邦捜査官によって入手されたマサイアの負罪の供述は、マサイアの公判でマサイアに不利な証拠として用いることはできない」⁽¹⁰⁰⁾として有罪判決を破棄した。

三 エスコビード判決（一九六四年）

(二) 次に、エスコビード判決⁽¹⁰¹⁾についてみてゆく。事案は次の通りである。一九六〇年一月一九日の夜、被告人ダニー・エスコビードの義弟が射殺された。翌午前二時三〇分、エスコビードは無令状で逮捕され、取調べを受けた。エスコビードは自白せず、弁護人Aによって入手された人身保護令状によって、同日午後五時に釈放された。一月三〇日、当時警察に拘束され、後にエスコビードの共犯者として起訴されることになるBが、警察に対し、致命傷となった銃弾を発射したのはエスコビードである旨供述した。その晩の八時ないし九時に、エスコビードと被害者の妻であるエスコビードの妹が逮捕されて警察署に連行された。その途上、警察官は、「エスコビードを後ろ手にして手錠をかけた」上、「同行していた警察官の一人が、Bが実行犯としてエスコビードの名前を挙げている旨申し向けた」。それに対してエスコビード

ドは、『恐縮だが、私の弁護人からの助言がほしい』と返答した。エスコビードが警察署に到着してから程なくして、彼の弁護人も到着した。弁護人は、刑事課のC巡査部長に、エスコビードとの接見の許可を求めた。そこで、Cが留置場に確認をすると、エスコビードは留置場から殺人課に移されているとのことであった。Cは、殺人課に、弁護人がエスコビードとの接見を求めている旨伝えた。しかし、接見はできないとの回答であったため、弁護人は、自ら殺人課に出向き、そこにいた何人かの刑事たちに、自分がエスコビードの弁護人であることを伝え、接見の許可を求めたが、認められず、D署長（Chief）に会うように言われた。そこで、弁護人は、Dに会い、エスコビードとの接見を求めたが、取調べが終わっていないことを理由に拒否された。翌日もAは、弁護人に対し依頼人との接見を認めている州法の規定をあげてエスコビードとの接見を求めたが、認められなかった。また、エスコビードのほうも、取調べの間、弁護人との接見を繰り返し求めていたが、警察官は、『弁護人は接見を望んではない』と言い、接見を認めなかった。二二歳で、警察による取調べの経験を持たないメキシコ生まれのエスコビードは、手錠をかけられた上、立たされたままで取調べを受け、連日十分に睡眠をとることができなかったために目の下にはくまができ、緊張状態にあった。エスコビードの自白はそのような状況の中でとられたものであった。

また、エスコビードの近所で「育ち」、家族とも旧知の、職務上スペイン語を用いる（who uses “Spanish language in [his] police work”）警察官が、取調中一五分ほどエスコビードと二人きりで話した。警察官はエスコビードに、Bに不利な供述をすれば家に帰れる旨申し向けるといったことも行われた（警察官は否定）。

その後、別の警察官が、上記Bの供述をエスコビードに告げたところ、エスコビードが「Bが嘘をついている」と言ったので、エスコビードをBの面前に連れて行ったところ、エスコビードはBに対し、「嘘をついているのは君だ。私は被害者を撃つてはいない。君が撃つたのではないか。」と述べ、はじめて自分が事件について知っていることを認めた。

これを受け、州検事補佐官 (Assistant State's Attorney) E が呼ばれ、E はエスコビードに憲法上の権利の告知をせず、またエスコビードに助言を与える者もない中で取り調べて、あらためて本件についての自白を得た。エスコビードは、公判前だけでなく公判中も自白の排除を申し立てたが容れられず、謀殺罪で有罪判決を言い渡された。そこで、上訴したところ、州最高裁は一度は自白を排除したものの、州の異議申し立てを受け再度審理を行った結果、「事実審裁判所の自白は任意になされたとの判断を妨げる理由はない」(190 N.E.2d 825, at 827)、『たとえ「エスコビードが弁護人の立会いを求め、それが拒否された後に得られた」(190 N.E.2d at 827) としても自白の証拠能力は認められるなどとして、有罪判決を維持した。そこで、エスコビードは、連邦最高裁に上告受理の申し立てを行った⁽¹⁰⁾。

連邦最高裁は、次のように判示して、自白の証拠能力を否定した。

(二)「マサイア判決において、当裁判所は、『公判手続において被告人に弁護人の援助を保障する合衆国憲法は、起訴された被告人に対して、完全に裁判外の手続である警察による取調べの下でも、おそらく同様の保護を与えるであろうと言われていた。それ以下のものはすべて、『法的な援助や助言が被告人に役立つかもしれない最良の段階において、弁護人による効果的な代理』を被告人に与えるものではなう』と述べた (Massiah v. United States, 377 U.S. 201, at 204)。

本件の取調べは申立人が正式に起訴される前に (before petitioner was formally indicted) 行われている。しかし本件
の状況においては、この事実は差異を生じさせない。申立人が彼の弁護人の援助をうける機会を要求し、そしてそれが拒否されたとき、その取調べは、もはや『未解決の犯罪』の一般的捜査ではなくなつたのである。(the investigation had ceased to be general investigation of “an unsolved crime”) (Spano v. New York, 360 U.S. 315, at 327 (Stewart, J., concurring))。申立人は、すでに訴追の対象 (accused) になり、その取調べの目的は、彼の憲法上の権利がそうしては

ならないとしているのにもかかわらず、彼の罪を自白『させる』ことだったのである。彼の逮捕時および取調べを通して、警察は申立人に対して彼が銃で致命傷を与えたことを示す有罪証拠 (convicting evidence) があるということを告げていた。本件被疑事実について、黙秘をする絶対的な権利があることを告知することなく、警察は彼に供述を迫ったのである。何年も前に当裁判所が述べたように、『別の被疑者が自分に犯罪の嫌疑をかけていることを告げられた被疑者の立場からすると、もし沈黙すれば罪を認めたとみなされ、その結果、犯罪者として (as the guilty person) 公判に付されるのを確実にしてしまわないかという恐怖心を生み出すこと、また、逆に、犯行を否認すること、自分にかけられた嫌疑を晴らす希望が持てるとは必ずしも思われない』(Bram v. United States, 168 U.S. 532, at 562)。⁽⁸⁾

「自白の多くは逮捕から起訴までの間に得られているが、『報酬に見合うだけの価値のある弁護士は、被疑者に対して、明確な言葉で、いかなる状況においても、警察には決して供述しないように告げるであらう』(Watts v. Indiana, 338 U.S. 49, at 59 (Jackson, J., concurring in part and dissenting in part)) から、もし起訴前において弁護士依頼権が認められるならば、警察によって得られた数多くの自白はかなり減少するであらうということが主張される。この主張は、もちろん、二つの側面をもつ。多くの自白がこの時期に得られるという事実は、その時期が『法的援助や助言』を確実に必要とされる危機的な時期であることを示すのである (The fact that many confessions are obtained during this period points up its critical nature as a "stage when legal aid and advice" are surely needed) (Massiah, 377 U.S. at 204)。もしも、自白がほとんど得られないような段階になってから、弁護士依頼権の保障が始まるとすれば、その権利は実に空疎な権利になるだろう。自白を求める警察にとっての時期の重要性と、被告人が法的助言を必要とする時期の重大性 (criticalness) との間には、必然的に直接的な関係がある。われわれの憲法は、いくつか他国の憲法と異なり、自己

負罪拒否特権について弁護人から助言を受ける被告人の権利に有利な方向にバランスをとる」⁽¹⁰⁴⁾。

「われわれは、『**自白**』に依存した刑法執行制度 (a system of criminal law enforcement) は、最終的には、熟達した捜査を通して独力で集められた物的証拠に頼る制度よりも信頼性が低く、濫用されやすいものであるという、古代および近代の歴史の教訓から学んだのである」⁽¹⁰⁵⁾。

「当裁判所もまた、『**自白**が、法執行官が正当な手続を経た物証を集める手間を省くために、頻繁に強要されてきたことを、歴史は十分に物語っている』と述べた (Heynes v. Washington, 373 U.S. 503, at 519)。

われわれはまた、もしも、刑事司法が、憲法上の権利についての不知による市民の権利放棄に基づくその継続的な有効性 (its continued effectiveness) に依存して実現しているのだとすれば、そのような刑事司法は存続できないし、また存続すべきではないという歴史の付随的な教訓 (the companion lesson of history) を学んだ。もし被告人が弁護人と相談することを許されれば、これらの権利を認識するようになり、権利を行使するかもしれないという恐れを抱くような制度に存続価値はない。もし憲法上の権利の行使が法執行制度の有効性を阻害するとすれば、その制度には何か大きな誤りが存在するのである。

したがって、われわれは、本件のように取調べがもはや未解決の犯罪に関する一般的質問ではなく、特定の被疑者に絞られ始め、その被疑者が警察に拘束され、その警察が負罪の供述を引き出すために取調べ手続を実施し、被疑者が彼の弁護人の援助を受ける機会を要求したにもかかわらずそれが拒否され、そして、警察が憲法上絶対的な黙秘権を被疑者に効果的に告知しなかったときには、被疑者は、……第六修正に違反して『弁護人の援助』を否定されたことになり、取調べ中に警察によって得られたいかなる供述も、刑事裁判において彼に不利に用いることはできなくと (that no statement elicited by the police during the interrogation may be used against him at a criminal trial) 判示⁽¹⁰⁶⁾せよ」。

「われわれが本日述べたことは、証人からの情報を収集し、また他の『適正な捜査活動』によって、『未解決の犯罪』を捜査する諸権限には影響を与えない。われわれは、手続が、調査的なものから訴追的なものへ移行したとき、すなわち、的が被疑者に絞られ、手続目的が自白の採取となったとき、われわれの当事者主義制度が機能しはじめ、そしてその状況の下では、被疑者には彼の弁護人と相談することが許されなければならない、と判示しているだけなのである」⁽¹⁰⁾。

以上のように述べた上で、有罪判決を破棄、差し戻した。

四 マサイア判決およびエスコビード判決の意義と課題

（一）合衆国憲法第六修正は、「すべての刑事訴訟において、被告人は、防衛のため弁護人の援助を受ける権利を有する」と規定し、被告人に弁護人依頼権を保障している。⁽¹⁰⁾そこで、弁護人依頼権を侵害して得られた自白の証拠能力が認められるのか否かが問題となる。この点について、従来の判例では、弁護人が立会っていなかったという事実は、自白の任意性を判断する際の事情のうちの一つにすぎないと解されてきた。⁽¹⁰⁾スパノ判決においても、合衆国憲法第六修正違反が問題となったが、自白の証拠能力の判断に際して、合衆国憲法第六修正違反を問題とせずに自白の任意性の問題として、適正手続⁽¹¹⁾任意性説にたつて一切の事情を総合評価し、自白が強制に基づくことを根拠に自白の証拠能力を否定していた。⁽¹¹⁾

これに対し、マサイア判決とエスコビード判決は、自白が任意になされたものかどうかについては問わずに、第六修正の保障する弁護人依頼権が侵害されたことを理由に、自白の証拠能力を否定した点に意義がある。先にみたように、自白が任意にされたものかどうかを問わず、端的に手続の違法性を根拠にその証拠能力を否定するという違法収集自白

の排除法則は、すでに、マクナブ^{II}マロリー・ルールによって採用されていたが、それらはいずれも、逮捕した被疑者を遅滞なく裁判官の下に引致すべきとする連邦制定法ないし連邦刑訴規則違反が問題となったケースであり、連邦最高裁の司法の監督権に基づく証拠排除法則であって、そこには被疑者の人権という観点は前面には押し出されていない。しかし、ワン・サン判決が、不合理な搜索、押収、抑留を禁じる合衆国憲法第四修正による違法収集証拠排除法則を自白に適用し、また、マサイア判決とエスコビード判決が第六修正を根拠に自白の証拠能力を否定したことで、違法収集自白の排除法則は、人権保障の要請に基づく証拠排除法則としてより強固なものとして再構成されたということもできよう。そして、マサイア判決は連邦事件に対するものであったが（もちろん、合衆国憲法第六修正を根拠にしたものであるから、州事件にも適用しうることは明らかであるが）、エスコビード判決によって実際に州事件に対して適用されたことにより、両判決を通して、違法収集自白の排除法則が、違法な身体拘束中に得られた自白にとどまらずに、他の違法な手続によって得られた自白についても広く適用することのできる一般的な原則であることが明らかとなった。

(二) それに加えて、エスコビード判決には、従来の判例とは異なる独自の意義がある。それは、合衆国憲法第六修正の捜査段階への適用について正面から検討を加えるとともに、捜査段階における弁護人依頼権を侵害して得られた自白の証拠能力を明確に否定した点である。第六修正の弁護人依頼権の保障については、ハミルトン判決（一九六一年）⁽¹⁵⁾においてアレインメントにおける弁護人依頼権の保障が、ホワイト判決（一九六三年）⁽¹⁶⁾において予備審問における弁護人依頼権の保障が、ギデオ⁽¹⁷⁾ン判決（一九六三年）⁽¹⁸⁾において起訴後の公判廷における弁護人依頼権の保障がそれぞれ確認されていた。そして、マサイア判決では、起訴後の公判廷外における弁護人依頼権の保障についても確認され、ここでは第六修正違反を根拠に自白の証拠能力が否定された。

しかし、これらの判例からは、弁護人依頼権の保障が被疑者段階の取調べについても同様に及ぶのが必ずしも判然

としない。⁽¹⁶⁾ たしかに、エスコビード事件が発生した時点において、被疑者段階での弁護人依頼権は保障されており、いくつかの州では、被疑者の弁護人依頼権の行使を容易にするために、被疑者から弁護人を選任したい旨の申し出がなされた場合には、警察官にはこれを伝える義務があるという規定も置かれていた。⁽¹⁷⁾ もっとも、それらは必ずしも遵守されていたわけではなく、実際、エスコビード事件においても、弁護人は、被疑者の弁護人依頼権を保障する州法を根拠にエスコビードとの接見を要求したが、認められなかったのである。⁽¹⁸⁾ このような実務慣行を招いた一因として、連邦最高裁の判例に、捜査段階における弁護人依頼権の保障について正面から検討を加えたものがなかったということが挙げられる。すなわち、従来の判例における弁護人依頼権保障の射程はもっぱら公判手続開始以降の段階に及ぶものと解されていたのである。さらに、スバノ判決においては、捜査段階における弁護人依頼権の侵害が問題となっていたにもかかわらず、連邦最高裁が、合衆国憲法第六修正についての十分な検討を加えることなく、もっぱら任意性の問題として処理したことがいっそうそのような傾向を強めたものとも解される。

これに対し、エスコビード判決は、被疑者段階の弁護人依頼権保障について、第六修正の文脈から検討を加え、明確にその保障を認めた点に意義がある。⁽¹⁹⁾ また、エスコビード判決が、身体拘束中の取調べと供述の自由との関係について言及している点も重要である。エスコビード判決は、「多くの自白がこの時期に得られるという事実は、その時期が『法的援助や助言』を確実に必要とされる危機的な時期であることを示すのである。もしも、自白がほとんど得られないような段階になってから、弁護人依頼権の保障が始まるとすれば、その権利は実に空疎な権利になるだろう。自白を求める警察にとつての時期の重要性と、被告人が法的助言を必要とする時期の重大性との間には、必然的に直接的な関係がある」と述べた。ここでは、身体拘束中の取調べが、自白をとられやすい時期であること、すなわち被疑者の供述の自由が危機に瀕する時期であることが自覚的に述べられている。そして、そのような被疑者の不利な点を埋め合わせるた

めに弁護人の援助が必要であるとしているのである。⁽¹²⁰⁾

(三) このように、エスコビード判決には重要な意義が認められるが、その一方で、なお解決を要する問題点が残されていたことも事実である。それは、エスコビード判決の保障する弁護人依頼権の射程の問題である。⁽¹²¹⁾ たしかに、エスコビード判決は、取調べ段階こそ被疑者にとって弁護人が必要な時期であるとして、身体拘束中の取調べにおいて被疑者が弁護人との接見を要求すれば、捜査官は取調べを中止して直ちに被疑者と弁護人とを接見させなければならないとした。しかし他方で、エスコビード判決がそのような判断に達するまでには、被疑者が前科のないメキシコ出身の若者であったこと、睡眠不足で緊張状態にあったこと、などといった被疑者の個人的事情や自白が得られた際の具体的な取調べ状況が詳細に検討されている。また、エスコビード判決は、「被疑者が彼の弁護人の援助を受ける機会を要求したにもかかわらずそれが拒否され、そして、警察が憲法上絶対的な黙秘権を被疑者に効果的に告知しなかったときには、被疑者は、……第六修正に違反して『弁護人の援助』を否定されたことにな「る」⁽¹²²⁾」としてもいる。そのため、エスコビード判決は、被疑者の個人的な事情が本件と異なる場合や、被疑者に私選弁護人がついていない場合、あるいは被疑者が弁護人を自発的に要求しなかった場合にも、なお、被疑者が弁護人と相談する機会が保障されるのが明らかでないうえ、第六修正の保障する弁護人依頼権の射程が、弁護人の取調べへの立会いをも含んだもののかについても判然とし⁽¹²³⁾ない。もっとも、判決において示されているように、身体拘束中の取調べが被疑者にとって重大な時期であるとすれば、また、弁護人依頼権の保障と自己負罪拒否特権（黙秘権）の保障とが密接な関連性を有するのであるとすれば、エスコビード判決において踏み込んだ判断がなされないまま残された先に述べたような諸点こそ明らかにされなければならないはずであったのではなからうか。

しかし、これらの点は、エスコビード判決の二年後の一九六六年ににだされたミランダ判決⁽¹²⁴⁾によって、第五修正の

自己負罪拒否特権（黙秘権）の保障する内容を明らかにするコンテクストで明らかにされることになる。⁽¹⁴⁾ 次章では、そのミランダ判決についてみてゆくこととする。

- (1) アメリカにおける自白の証拠能力に関する判例の展開については、芝原邦爾「捜査段階における自白の許容性——ミランダ事件判決の意味するもの——」『シエリスト』三五六号（一九六六年）一〇六頁。Note, *Developments in the Law – Confessions*, 79 Harvard L. Rev. 935 (1966) at 959; Otis H. Stephens, Jr. Stephens, *The Supreme Court and Confessions of Guilt* (University of Tennessee Press, 1973) 19; Laurence A. Benner, *Requiem for Miranda: The Rehnquist's Court's Voluntariness Doctrine in Historical Perspective*, 67 Washington University L. Q. 59 (1989); Catherine Hancock, *Due Process before Miranda*, 38 Tulane L. Rev. 2195 (1996); Joseph D. Grano, *Confessions Truth, and the Law* (The University of Michigan Press, 1993) 59; Welsh S. White, *Miranda's Waning Protections: Police Interrogation Practices after Dickerson* (The University of Michigan Press, 2001) 39 等参照。なお、本章における叙述は、これらによるものである。
- (2) J. H. Wigmore, *A Treatise on the Anglo-American System of Evidence in Trials at Common Law*, 3rd ed., vol. 3 (Little, Brown, 1940) §818; Notes, *supra* note 1, at 954.
- (3) E. M. Morgan, *The Privilege Against Self-Incrimination*, 34 Minnesota L. Rev. 1 (1949), at 14-16, 18; Wayne R. LaFave (et al.), *Criminal Procedure: Criminal Practice Series*, 2nd ed., vol. 2 (West Group, 1999) 442.
- (4) *E.g., cf.* Stephens, *supra* note, at 19; Jhon H. Langbein, *Torture and the Law of Proof: Europe and England in the Ancien Regime* (The University of Chicago Press, 1976) 90; Peter Mifield, *Confessions* (Sweet & Maxwell, 1985) 44; LaFave (et al.), *supra* note 3, at 442.
- (5) *E.g., cf.* Wigmore, *supra* note 2, §818; Note, *supra* note 1, at 954.
- (6) *E.g., cf.* Note, *supra* note 1, at 954.
- (7) *The King v. Warickshall*, 1 Leach C. L. 263 (1789), at 263-264; 168 Eng. Rep. 234 (1783), at 235.
- (8) なお、自白法則発祥の地であるイギリスでは、ウォリックシャー判決がなされて以降、今日にいたるまで、基本的に虚

偽排除説を基調とした運用がなされている。たとえば、一九八四年警察・刑事証拠法 (The Police and Criminal Evidence Act 1984) 七六条二項は、「いかなる手続においても、訴追側が被告人の自白を証拠として提出しようとする場合において、その自白が、(a) 被告人に対する強制により、又は、(b) その当時の状況により自白の信用性を失わせると認められる言動の結果として、獲得され又は獲得された疑いがあることが主張されたときは、裁判所は、訴追側においてその自白(真実である可能性のいかんを問わない。)が前各号の方法により獲得されたものでないことを合理的な疑いを超えて証明しない限り、これを被告人に不利な証拠として許容してはならない」と規定している(訳は、法務大臣官房司法法制調査部編『三井誠Ⅱ井上正仁訳』『イギリス警察・刑事証拠法 イギリス犯罪訴訟法』[法曹会、一九八八年]八一頁によった)。イギリスにおける自白排除法則の展開については、Nirfield, *supra* note 4, at 42、岡部泰昌「英国における自白法則」『名城法學』三七巻別冊(一九八八年)三〇九頁、稲田隆司「自白法則と虚偽排除説」『法政理論』[新潟大学]『三〇巻四号(一九九八年)四〇頁、稲田隆司「イギリスにおける自白の証拠決定手続」『法政理論』[新潟大学]『三五巻四号(二〇〇三年)一一五頁、稲田隆司「イギリスの自白法則」能勢弘之先生追悼『激動期の刑事法学』(信山社、二〇〇三年)八頁等に詳し。

- (9) Hopt v. Utah, 110 U. S. 574 (1884).
- (10) *E.g.*, cf. Note, *supra* note 1, at 39.
- (11) Hopt, 110 U.S. at 584.
- (12) *Id.* at 585.
- (13) なお、ホプト判決については、被疑者を自己負罪供述の強制から保護しようとしたものであるという見方や (Cf. Charles T. McCormick, *Some Problems and Development in the Admissibility of Confessions*, 24 Texas L. Rev. 239 (1946), at 277) 警察の不当な実務から被疑者を保護しようとしたものであるという見方 (Cf. Francis Allen, *The Wolf Case : Search and Seizure, Federalism, and the Civil Liberties*, 45 Illinois L. Rev. 1 (1950), at 29 ; Monrad G. Paulsen, *The Fourteenth Amendment and the Third Degree*, 6 Stanford L. Rev. 411 (1954), at 441 ; Grano, *supra* note 1, at 59) 等々もよく見られる (Cf. White, *supra* note 1, at 40)。
- (14) Wilson v. United States, 162 U.S. 613 (1896).

- (15) *E.g.*, Wigmore, *supra* note 2, §822.
- (16) Paulsen, *supra* note 13, at 414.
- (17) 芝原・前掲注(一)論文一〇六頁。
- (18) 連邦最高裁は、前掲・ブラウン判決から後掲・マサイア判決までの間に、三五件の事件の自白の証拠能力について判断していたが、(*E.g.*, Stephen A. Saltzburg & Daniel J. Capra, *American Criminal Procedure: Cases and Commentary*, 8th ed. (Tomson / West, 2007) 675; Richard A. Leo, *Police Interrogation and American Justice* (Harvard University Press, 2008) 274) その中には、後にみるように、数多くの州事件に対する判断も含まれている。
- (19) Saltzburg & Capra, *supra* note 18, at 672.
- (20) Brown v. Mississippi, 297 U.S. 278 (1936), at 278.
- (21) *Id.* at 279.
- (22) *Id.* at 285.
- (23) *Id.*
- (24) 本判決について、ラフェイブ教授らは、「本判決で争われた」自白は、明らかに信用性に疑いのあるものであり、本判決は、適正手続＝任意性説(due process test)を、自白が虚偽である相当なリスクの存在する状況で得られた自白を排除するためのものと判示したものと解すべきである」とされ、さらに、このようなリスクは、チェンバース判決(Chambers v. Florida, 309 U.S. 227 (1940))、ワード判決(Ward v. Texas, 316 U.S. 547 (1942))、ライオンズ判決(Lyons v. Oklahoma, 322 U.S. 596, (1944) at 596) などにおける自覚やそれと指摘される(LaFave (et al.), *supra* note 3, at 444-445)。
- (25) Chambers, 309 U.S. 227.
- (26) *Id.* at 240.
- (27) Lisenba v. California, 314 U.S. 219 (1941), at 236.
- (28) もいふが、このことは虚偽排除説からの離脱を直ちに意味するものではなかった(*E.g.*, cf. Blackburn v. Alabama, 361 U.S. 199 (1960), at 206-207. なお、後掲注(30)も参照)。先にみたように、たとえば、ブラウン判決については、ラフェイブ

教授らによって、その根底に虚偽排除説の理念が横たわっていることが指摘された（前掲注（24）参照）。また、カミサー教授も、適正手続「任意性説にたつ判例は、当該取調べ方法が、被疑者に虚偽自白をさせる実質的な危険を生むものであったかどうかを検討していると指摘された（Cf. Yale Kamisar, Police Interrogation and Confessions: Essays in Law and Policy (University of Michigan Press, 1980) 14)°。そして、ロビンヤース判決（Rogers v. Richmond, 365 U.S. 534 (1961)）以来に、連邦最高裁の判例には、虚偽排除説からの離脱の傾向を強めた判例もある。なお、田宮博士は、「連邦最高裁の態度は、今日虚偽排除から、はっきりと決別している」と評されていた（田宮裕『捜査の構造』「有斐閣、一九七一年」二八七頁）。

(29) *Ashcraft v. Tennessee*, 322 U.S. 143 (1944).

(30) 従来の判例は、デュー・プロセス違反の自白を排除することによって、裁判所の真実発見の無瑕性 (integrity) を守ることを重視していたが、本判決によって、被告人が強制的に自白をさせられたかどうか自体を重視する方向へと転換したという指摘がなされている (Cf. Paulsen, *supra* note 13, at 717) が、本判決の一ヶ月後にだされたライオンズ判決などは、「強制による自白が排除されるのは、自白した者が警察に対し法的な苦情をもつからではなく、拷問による供述は、文明国の裁判所が有罪を推認する前提となりにえないからである」 (Lyons, 322 U.S. at 605) として、裁判所の真実発見の無瑕性を重視したとも解しうる判断を示している。

(31) また、本判決については、警察実務を分析の対象にした最初の判例である (Ashcraft has been regarded as the first case applying the police practice analysis) という指摘もなされている (Cf. Comment, *The Decade of Change Since the Ashcraft Case*, 32 Texas L. Rev. 429 (1954), at 430)°。さらに、本判決を「一里塚」であるとして、本判決は身体拘束中の取調べそれ自体が強制であるというランド判決の真価 (recognition) を前もって判示した (prefigured) ものであるという指摘もなされている (Hancock, *supra* note 1, at 2226)°。

(32) *Malinski v. New York*, 324 U.S. 401 (1945).

(33) *Rochin v. California*, 342 U.S. 165 (1952).

(34) *Spano v. New York*, 360 U.S. 315 (1959).

(35) 本判決には、取調べ方法のいかんにかかわらず、正式起訴 (Indictment) 後の弁護人の立会いのない取調べは、合衆国憲法第六修正の保障する弁護人依頼権に違反するとの、ダグラス裁判官 (ブラック、ブレナン裁判官同調) による同調補

- 足意見が付されている (Cf. *Id.* at 324)°。なお、この同調補足意見を付した裁判官が、後にみるマサイア判決 (*Massaiah v. United States*, 377 U.S. 201 (1964)) の多数意見を形成するものになるのである (Cf. Phillip E. Johnson, *Cases and Materials on Criminal Procedure*, 3rd ed. (West Coup, 2000) 450)°。
- (36) *Rogers v. Richmond*, 365 U.S. 534 (1961).
 - (37) *Id.* at 544.
 - (38) *Lynumn v. Illinois*, 372 U.S. 528 (1963).
 - (39) *Lisenba v. California*, 314 U.S. 219 (1941), at 241.
 - (40) *Watts v. Indiana*, 338 U.S. 49 (1949), at 53.
 - (41) *Rogers*, 365 U.S. at 544.
 - (42) *Haynes v. Wasington*, 373 U.S. 503 (1963), at 513 ; *Lynumn v. Illinois*, 372 U.S. 528 (1963), at 634.
 - (43) *Townsend v. Sain*, 372 U.S. 293 (1963), at 308.
 - (44) *Id.* at 321.
 - (45) Cf. LaFave (et al.), *supra* note 3, at 446.
 - (46) *E.g., cf. Haynes*, 373 U.S. at 503. 今の点は、最近の判例においても維持されている (*E.g., Arizona v. Fulminante*, 499 U.S. 279 (1991); *Withrow v. Williams*, 507 U.S. 680 (1993))°。
 - (47) *E.g., cf. White*, *supra* note 1, at 47.
 - (48) *Crooker v. California*, 357 U.S. 433 (1958). 本判決については、Mark Stavsky (庭山英雄訳) 「マサチューセッツの遺程とその後」『専修法学論集』七二号 (一九九八年) 一八五頁以下参照。
 - (49) *Cicenia v. LaGay*, 357 U.S. 504 (1958).
 - (50) *Id.* at 510.
 - (51) *Spano*, 360 U.S. 315.
 - (52) ラフエイブ教授らは、適正手続＝任意性説にたつ諸判例の分析をふまへ、不任意自白の証拠能力を否定する目的は、(イ) 信用性に疑いのある自白や、(ロ) 強力な補強証拠がある場合のように信用性に問題のない自白であつても不当な

- (offensive) 警察実務によつて得られた自白、あるいは (ハ) たとえ警察が不当な手段を用いていない場合であっても、被告人の自由な選択が著しく減退した状況で得られた自白の証拠能力を制限することにあると整理されている (LaFave (et al.), *supra* note 3, at 446)°。
- (53) 芝原・前掲注 (一) 論文一〇七頁参照。
- (54) カプラン教授は、適正手続任意性説は、「裁判所に対し、取調べ実務を時期尚早に憲法化することの懸念なしに、慎重に提案を行うこと、方法を探究すること、そして、判断を形成することを許容した (It allowed the Court to move carefully, to feel its way, and to make its judgments without fear of prematurely constitutionalizing interrogation practices)」ものであると、積極的に評価される (Gerald Caplan, *Questioning Miranda*, 38 *Vanderbilt L. Rev.* 1417 (1985), at 1433)°。
- (55) *E.g., cf.* Stephen J. Schulhofer, *Confessions and the Court*, 79 *Michigan L. Rev.* 865 (1981), at 869-872 ; White, *supra* note 1, at 47 ; Saltzburg & Capra, *supra* note 18, at 676. なお、渡辺修『被疑者取調べの法的規制』(三省堂、一九九二年) 二一六頁。
- (56) なお、シュルホフア教授は、適正手続任意性説について、「法的要素と事実的要素とがいささか混じり合」っており、裁判官が「彼らの主観的な志向を重視することを事実上誘発」するとともに、「多くの良心的な上訴審裁判官による再審査をも阻む」といった問題点を指摘されている (Schulhofer, *supra* note 55, at 869-870)°。
- (57) *E.g., cf.* Jhonson, *supra* note 35, at 448. なお、熊本典道『刑事訴訟法論集』(信山社、一九八九年) 二一五頁参照。
- (58) 拷問の実態については、Report on Lawlessness in Law Enforcement : National Commission on Law Observance and Enforcement, No. 11 (1931) (いわゆる Wickersham Report) ; Richard A Leo, *The Third Degree and the Origins of Psychological Interrogation in the United States*, G. Daniel Lassiter (ed.), *Interrogations, Confessions, and Entrapment* (Springer, 2004) 37 ; Leo, *supra* note 18, at 41 等に詳しい°。
- (59) そのような方法を示す代表的な研究として、Fred E. Inbau (et al.), *Criminal Interrogation and Confessions*, 4th ed. (Aspen Publishers, 2001) 参照。(なお、同書の第二版の邦訳として、フレッド・E・インボー他 [小中信幸訳]『尋問の技術と自白』[日本評論社、一九六六年]、第三版の邦訳として、フレッド・E・インボー他 [小中信幸・渡部保夫訳]『自白 真実への尋問テクニック』[ぎょうせい、一九九〇年]がある°)。なお、Bernard Weisberg, *Police Interrogation of*

- Arrested Persons: A Skeptical View*, 52 The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science 21 (1961), at 32 参照。
- (60) E.g., cf. Richard A. Reo, *Miranda and the Problem of False Confession*, Richard A. Leo & George C. Thomas III (eds.), *The Miranda Debate: Law, Justice, and Policing* (Northeastern University Press, 1998) 272.
- (61) Cf. Stephen J. Schulhofer, *Miranda's Practical Effect: Substantial Benefits and Vanishingly Small Costs*, 90 Northwestern University L. Rev. 500 (1996).
- (62) E.g., cf. *Townsend*, 372 U.S. at 315. なお、鈴木義男「ミランダ判決の二〇年」『研修』三五二号（一九七七年）一五頁。
- (63) 例えば、コネリー判決において、法廷意見を執筆したレンキスト首席裁判官は、ブラウン判決以降の判例の流れを分析したうえで、「われわれは、第一四修正のデュー・プロセス条項の下では、強制的な警察の働きは、自白は『任意になされたもの』でないという結論を必然的に導くと判断してきた」としている (*Colorado v. Connelly*, 479 U.S. 157 (1986), at 167. Cf. Michael R. Pace, *Fifth and Fourteenth Amendments — Defending the Protections of the Fifth and Fourteenth Amendments against Self-Incrimination for the Mentally Impaired*, 78 Journal of Criminal Law & Criminology 877 (1988), at 887)。
- (64) もっとも、カミサー教授やホワイト教授は、ウォーレン・コートの時代においては、被疑者の個人的事情は、自白を排除する方向でのみ援用されてきたと指摘される (Cf. Kamisar, *supra* note 28, at 24; White, *supra* note 1, at 45) が、連邦最高裁の内部には、被疑者の個人的な事情を、自白の任意性を肯定する方向で援用しようとする考え方も厳然として存在していた。たとえば、次にみるヘインズ判決 (*Haynes v. Washington*, 373 U.S. 503 (1963)) の少数意見においては、被告人が刑事手続に詳しい老人であつたことなどが自白の任意性を肯定する方向で援用されている。そのような被疑者にとって、外部と隔絶された拘禁自体は、理性や自由意思を打ち破る事情としては不十分ということなのであろう (Cf. Johnson, *supra* note 35, at 451)。
- (65) *Haynes*, 373 U.S. 503 (1963).
- (66) *McNabb v. United States*, 318 U.S. 322 (1943).
- (67) *Upshaw v. United States*, 335 U.S. 410 (1948).
- (68) *Mallory v. United States*, 354 U.S. 449 (1957).
- (69) *Wong Sun v. United States*, 371 U.S. 471 (1963).

- (70) *Cf. McNabb*, 318 U.S. at 342. なお、同様の規定は、ほとんどのすべての州の制定法にも見て取ることができた (*Cf. Id.* note 7)。
 - (71) *Id.* 318 U.S. 332.
 - (72) *United States v. Mitchell*, 322 U.S. 65 (1964).
 - (73) 安倍治夫『刑事訴訟法における均衡と調和』(一粒社、一九六三年) 一一〇頁。
 - (74) 本規則の邦訳として、司法省調査課(妹尾晃＝戸田善一郎)訳『司法資料二九六号 米国連邦地方裁判所刑事訴訟規則』(一九四七年)、法務大臣官房司法法政調査部編(香城敏廣訳)『法務資料第四〇七号 アメリカ合衆国地方裁判所刑事訴訟規則』(法曹会、一九六八年)がある。
 - (75) 連邦刑訴規則五条(a)は、次のように定める。「告訴状に基づいて発付された逮捕状によって被疑者を逮捕した官吏または逮捕状によらずに被疑者を逮捕した者は、遅滞なく、被逮捕者を直近の受任判事または合衆国の法律に違反する犯罪の嫌疑を受けた者を勾留する権限のある最寄りの官憲の下に引致しなければならない」。
 - (76) *Upham*, 335 U.S. 410.
 - (77) *Id.* at 413.
 - (78) *Malloy*, 354 U.S. 449.
 - (79) この点に関しては、『監督的権限』の宣言に始まる「違法収集自白の排除法則は、一筆者注」憲法よりは『正義』の要求より直接に由来した」という指摘がなされている(道田信一郎「現代アメリカの法解釈における自然法的思惟と自白の排除」『法学論叢』[京都大学]、六三巻「号」[一九五七年]四四頁)。
 - (80) 小早川義則『ランタと被疑者取調べ』(成文堂、一九九五年)二九頁。このことは、連邦最高裁も、のちに明確に述べた(*Cf. Gallegos v. Nebraska*, 342 U.S. 55 (1951), at 160, 163-164, 171-173; *Stein v. New York*, 346 U.S. 156 (1953), at 187-188)。
- ただ、マクナブ＝マロリー・ルールの背景には、連邦法域においてすでに確立していた物証についての違法収集証拠排除法則 (*Cf. Weeks v. United States*, 232 U.S. 383 (1914)) の存在が大きく影響していたのではないかという指摘がなされてきた (*Cf. Fred E. Inbau The Confession Dilemma Court*, 43 *Illinois L. Rev.* 442 (1948), at 445, note 10. なお安倍治夫

- 『刑事訴訟法における均衡と調和』〔一粒社、一九六三年〕一〇〇頁も参照。
- (81) Fred E. Inbau, *The Confession Dilemma in United States Supreme Court*, 43 Illinois L. Rev. 442 (1948), at 452.
- (82) Fred E. Inbau, *Police Interrogation — A Practical Necessity*, 52 Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science 16 (1961), at 20.
- (83) U.S. Const. amend. IV; 合衆国憲法第四修正が次のように規定する。すなわち、「不合理な搜索、押収、または抑留に対し、身体、家屋、書類および所有物の安全を保障されたい人民の権利は侵されてはならない。」
- (84) *Cf. Weeks*, 232 U.S. Mapp v. Ohio, 367 U.S. 643 (1961).
- (85) *E.g., cf. Mirfield*, *supra* note 4, at 189.
- (86) *Wong Sun*, 371 U.S. 471.
- (87) 本判決を詳細に取り上げた研究として、小早川義則「排除法則と『希釈法理』の例外」『名城法学』三七卷二号（一九八八年）五五頁、小早川義則「排除法則と『希釈法理』の例外」『名城法学』五〇卷三〓四号（二〇〇一年）一二五頁等参照。
- (88) もっとも、シルフィールド教授は、「連邦最高裁は、合衆国憲法第四修正が、連邦裁判所および州裁判所の双方に対して、一定の状況において (in certain circumstances)、違法な逮捕もしくは搜索・差押えに引き続いて、被疑者によってなされた負罪的供述を排除することを要求していると解した」として、ワン・サン判決を取り上げられた (*Cf. Mirfield, supra* note 4, at 189)。なお、鈴木義男元検察官も、自白の証拠能力の文脈で、ワン・サン判決への関心を示されていた (鈴木義男『刑事司法と国際交流』[成文堂、一九八六年]一二三頁)。
- (89) *Cf. Wong Sun*, 371 U.S. at 473-474
- (90) *Id.* at 484.
- (91) *Id.* at 485-486.
- (92) *Massiah v. United States* 377 U.S. 201 (1964).
- (93) *Id.* at 202.
- (94) *Id.* at 202-203.

- (95) *Id.* at 203-204.
- (96) *Id.* at 204.
- (97) *Id.* at 204.
- (98) *Id.* at 204-205.
- (99) *Id.* at 205-206.
- (100) *Id.* at 207.
- (101) *Escobedo v. Illinois*, 378 U.S. 478 (1964). 本判決を紹介した研究として、小中信幸「アメリカにおける被疑者の弁護人との接見交通権について―エスカビド―判決を中心にして」『判例タイムズ』一八〇号（一九六五年）一四頁、田宮裕「起訴前の被疑者の尋問と弁護人依頼権」『一九六五』アメリカ法一四六頁、田宮・前掲注（28）書三三二頁がある。
- (102) *Escobedo*, 378 U.S. at 479-484.
- (103) *Id.* at 484-486.
- (104) *Id.* at 488.
- (105) *Id.* at 488-489.
- (106) *Id.* at 490-491.
- (107) *Id.* at 492.
- (108) U.S. Const. amend. VI. なお、弁護人依頼権の歴史的展開については、Comment, *An Historical Argument for the Right to Counsel During Police Interrogation*, 73 Yale L. J. 1000 (1964) 岡田悦典『被疑者弁護権の研究』（日本評論社、二〇〇一年）二〇頁以下等参照。なお、サミュエル・マーミン（釜田泰介訳）『アメリカ憲法と弁護人依頼権』『同志社法学』二八巻四号（一九七六年）一頁も参照。
- (109) *Crooker*, 357 U.S. 433; *Cicenia*, 375 U.S. 504. なお、塚本重頼『アメリカ刑事法研究』（中央大学出版部、一九七八年）四八頁以下参照。
- (110) *Spain*, 360 U.S. 315.
- (111) なお、先に述べたように、本判決には、自白が得られた段階で弁護人がいなかったことを根拠に自白の証拠能力を否定

すべきとする同調補足意見が付されている。前掲注 (35) 参照。

(112) *Hamilton v. Alabama*, 368 U.S. 52 (1961).

(113) なお、連邦最高裁の判例で、最初にアレインメント段階における弁護人依頼権の保障を確認したのは、パウエル判決 (*Powell v. Alabama*, 287 U.S. 45 (1932)) である (もともと、本判決は、弁護人依頼権の保障を、第六修正からではなく、デュー・プロセスの要請から導いている。Cf. *Grano*, *supra* note 1, at 146) が、本判決は、あまりにも特殊な事案 (黒人による白人に対する強姦事件であったこと、被告人が読み書きのできない少年であったこと、民衆が被告人を敵視していたこと、軍隊が出動したこと、被告人の家族・友人がすべて州外にいたこと等) に対しての判断であったため、必ずしも一般化することはできなかった。

(114) *White v. Maryland*, 373 U.S. 59 (1963).

(115) *Gideon v. Wainwright*, 372 U.S. 335 (1963). 本判決の経緯については、Anthony Louis, *Gideon's Trumpet* (Random House, 1964) 参照 (同書の邦訳として、アンソニー・ルイス『山本浩三＝山中俊夫訳』『アメリカ司法の英知 ギデオン事件の系譜』『世界思想社』、一九七二年) がある。なお、田宮裕「ウォレン・コートの新しい展開—ギデオン対ウェインライト事件を中心に」『判例時報』三四一号 (一九六三年) 六頁、David Cole *Gideon v. Wainwright and Strickland v. Washington: Broken Promises*, Carol S. Steiker (ed.), *Criminal Procedure Stories* (Foundation Press, 2006) 101 を参照。

(116) ホワイト教授も、取調への大半はインタビュメントの前に行われているとして、マサイア判決の限界を指摘されている (White, *supra* note 1, at 52)。

(117) 塚本・前掲注 (109) 書八頁。イリノイ州法においてもそのような規定が存在していた (Ill. Rev. Stat. (1959), c. 38, §477)。

(118) 弁護人が援用したイリノイ州刑事法典の規定は、次のようなものであった。すなわち、「その理由にかかわらず自由を制限された個人を管理する官吏は、切迫した逃亡のおそれがある場合を除いて、個人が面会・助言を望む資格を有する弁護人との接見を許可しなければならない。」(Ill. Rev. Stat. (1959), c. 38, §477)。なお、この規定は、一九六四年一月一日付で廃止されている。

(119) インボー教授は、一九六四年一月公開の論文の中で、本件を取り上げ、連邦最高裁が弁護人依頼権の保障を捜査段階にも及ぼしはしないかという点を危惧されていた (Cf. Fred E. Inbau, *A Forum on the Interrogation of Accused*, 49 Cornell

L. Q. 382 (1964), at 401)。本判決がだされたことによって、インボー教授の「危惧」は、現実のものとなったのである。

(120) これらの点からは、エスコビード判決には、身体拘束中の取調べそれ自体に内在する強制が合衆国憲法第五修正の保障する自己負罪拒否特権（黙秘権）と相容れないとしたミランダ判決（*Miranda v. Arizona*, 384 U.S. 436 (1966)）と共通の問題認識が横たわっていることを窺うことができる。この点、グラノ教授およびホワイ特教授は、エスコビード判決は、ミランダ判決と同様に、身体拘束中に取り調べられる被疑者と取調官との間の不平等性を除去することの必要性を遠回しに示唆しているとされる（*Grano, supra note 1*, at 33; *White, supra note 1*, at 64）。また、松尾浩也教授は、「連邦最高裁は、……心理的な圧力のもとでとられた自白を片っ端から排除するという行き方を示し始めたのであります。とくにはつきりしてきたのは一九六四年以降です」とし、エスコビード判決とミランダ判決を挙げられた（松尾浩也『刑事訴訟の原理』東京大学出版会、一九七四年）一一九頁）。

このように、エスコビード判決は、身体拘束中の取調べに内在する強制が合衆国憲法第五修正の保障する自己負罪拒否特権（黙秘権）に違反するとして、そのような中で得られた自白を画一的に排除する方向性を打ち出したミランダ判決と共通の視点を持つものといえる。それゆえ、エスコビード判決は、捜査を妨害するものであるとして厳しい批判の対象ともなった（*E.g.*; *Inbau, supra note 82*; *Fred E. Inbau, Public Safety v. Individual Liberties: The Prosecutor's Stand*, 53 *The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science* 85 (1962)）。

なお、マサイア判決についても、弁護人依頼権の問題だけでなく、自己負罪拒否特権（黙秘権）の問題が横たわっていることを指摘するものとして、Arnold N. Enker & Sheldon H. Eisen, *Counsel for the Suspect: Massiah v. United States and Escobedo v. Illinois*, 49 *Minnesota L. Rev.* 47 (1964), at 57 参照。

(121) *White, supra note 1*, at 52.

(122) 光藤景皎『刑事訴訟行為論』（有斐閣、一九七四年）二四九頁。

(123) *Miranda*, 384 U.S. 436.

(124) 光藤・前掲注（122）書二四九頁。

〔付記〕

本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文「自白排除法則の研究」（二〇〇八年三月二十五日学位授与）に補筆したものである。